

令和3年度第1回 理事会議事録

1 日 時 令和3年7月8日(木) 午後2時00分

2 場 所 国保会館2階 第二会議室

3 出席者

理事長(読谷村長)	石 嶺 傳 實
副理事長(大宜味村長)	宮 城 功 光
副理事長(那覇市長)	城 間 幹 子
理 事(本部町長)	平 良 武 康
理 事(金武町長)	仲 間 一
理 事(宜野湾市長)	松 川 正 則
理 事(北谷町長)	野 国 昌 春
理 事(与那原町長)	照 屋 勉
理 事(南風原町長)	赤 嶺 正 之
理 事(久米島町長)	大 田 治 雄
常務理事(国保連合会)	座嘉比 光 雄
副理事長(竹富町長)	西大舛 高 旬(書面出席)
理 事(宮古島市)	座喜味 一 幸(書面出席)
理 事(医師国保組合)	宮 城 信 雄(書面出席)

事 務 局 高良事務局長、古堅事務局長次長、大城事務局長次長、植木保険者支援課長、喜友名審査管理課長、川満システム管理課長、比嘉介護福祉課長

4 議 題

(専決報告事項)

専決報告第 1号 沖縄県国民健康保険団体連合会療養費(柔道整復療養費、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費)患者調査事業規則の制定について

専決報告第 2号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳入歳出補正予算(第1回)について

(報告事項)

報 告 第 1号 提起した訴訟(少額訴訟)の結果について

(議決事項)

議 案 第 1号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業実績の認定について

議 案 第 2号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第3号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第4号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第5号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第6号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第7号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第8号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第9号 令和2年度沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第10号 沖縄県国民健康保険団体連合会専決規程の一部改正について
- 議案第11号 沖縄県国民健康保険団体連合会事務局組織規程の一部改正について
- 議案第12号 沖縄県国民健康保険団体連合会表彰規程の一部改正について
- 議案第13号 沖縄県国民健康保険団体連合会服務規程の一部改正について
- 議案第14号 沖縄県国民健康保険団体連合会職員福利厚生規程の制定について
- 議案第15号 沖縄県国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正について
- 議案第16号 沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 議案第17号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する決議について
- 議案第18号 沖縄県国民健康保険団体連合会表彰について
- 議案第19号 令和3年度沖縄県国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について

司 会
稲嶺補佐

みなさま、こんにちは。
本日の司会を務めます 総務課の「稲嶺 安洋」です。
よろしくお願いいたします。

会議を始めます前に、配付資料を確認します。本日の資料は4点です。

- ① A4横の「令和3年度第1回 理事会議案書」、
- ② A4縦の「資料1 令和3年度第1回 理事会提出議案説明資料」
- ③ A3横の「資料2 全国国保連合会の職員数状況」そして最後に
- ④ A4横の「資料3 個人情報保護マネジメントシステムの運用について」

以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより、令和3年度第1回 理事会を開催します。

本日の出席状況は、理事出席が 11 名、書面出席が 3 名となっております。

よって、出席者が過半数に達しておりますので、本会規約第33条の規定により、本理事会は成立しました。

なお、本日の理事会で審議していただきます議案は、去る6月25日に開催しました、各地区代表の国保担当課長及び後期高齢者医療広域連合事務局長、本会事務局長で構成する、「国保事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、書面出席の 3 名の理事から、すべての議案についてご承認いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。

石嶺理事長よろしくお願いいたします

議 長
(石嶺傳實
読谷村長)

皆さんこんにちは。お忙しい中ご出席いただき有難うございます。
では、これより令和3年度第1回 理事会を開会します。

議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、大宜味村 の 宮城功光 村長 と
南風原町 の 赤嶺正之 町長 をお願いいたします。

本日の議案は、「専決報告事項2件」、「報告事項1件」、「議決事項19件」となっています。

それでは、議事を進めてまいります。

はじめに、専決報告第1号と第2号を一括議題とします。
それでは事務局から説明してください。

< 事務局説明 >

大城
事務局次長

事務局次長の「大城 博之」です。よろしく申し上げます。
(説明資料を掲げながら)

これからの説明は、資料1「提出議案説明資料」により、ご説明します。
では、1頁をご覧ください。

この説明資料は、議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。

なお、説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。

専決報告第1号についてですが、この規則は、療養費の支給の適正化を図り、保険者が実施する患者調査の支援等を行うため制定しました。

具体的には、不正の疑いのある施術等についての被保険者等への確認のために患者調査を実施し、療養費の適正化への取り組みとして保険者からの委託により実施しています。

古堅
事務局次長

事務局次長の「古堅 一也」です。よろしくお願いします。

次に、3頁の専決報告第2号をご覧ください。

この補正は、当該特別会計において収益が発生し、法人税を納付する必要性が生じたため、歳入で繰越金を受入れ、歳出で税理士委託料等に充てるための補正です。

その結果、予算の総額に

「321万1千円」増額し、補正後の予算総額を

「986万2千円」としました。

なお、専決報告第1号と第2号は、業務執行上緊急を要したため、国民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会規約第32条第2項に基づき、理事長専決処分としました。

以上、よろしくお願いします。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

質問がありましたらよろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りします。

専決報告第1号、第2号を、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの2件は承認されました。

専決報告第2号は総会報告事項となりますので、総会へ提出します。

次は、報告第1号を議題とします。

事務局から説明してください。

< 事務局説明 >

古堅
事務局次長

それでは、5頁をお開きください。

報告第1号につきましては、令和2年度第2回通常総会の議決に基づき、令和3年4月26日那覇簡易裁判所に提訴したところ、同年6月9日に開かれた調停

において和解が成立し、同日6月9日に「金85,243円」の振り込みが確認できましたので、ご報告いたします。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。
質問がありましたらよろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りします。
報告第1号を、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの1件は承認されましたので、総会へ提出いたします。

次は、議決事項の審議に入ります。
議案第1号を議題とします。
事務局の説明を求めます。

< 事務局説明 >

高良
事務局長

事務局長の「高良昌英」でございます。宜しく申し上げます。
それでは、7頁の議案第1号をご覧ください。

「Ⅰ 一般状況」の1は、会員等の状況、2は、役員の状況です。

3は、事務局の機構及び職員の状況ですが、6課10係で職員が48名、専門員・相談員・臨時職員を合わせ158名が業務に従事しています。

また、4の診療報酬審査委員会委員が57名、5の柔道整復療養費審査委員会委員が6名、6のあはき療養費の審査委員が3名、7の介護給付費等審査委員会委員が6名、それぞれ設置されています。

古堅
事務局次長

次に、8頁をお開きください。

「Ⅱ 事業実施状況」ですが、令和2年度の事業については、総会において議決された事業計画及び関係規定に基づき、適正な事業運営に努めました。

まず、「1 本会運営に関する事業」では、
(1)の総会、(2)の理事会、(3)の監事会を開催しました。
また、(4)の国保事業推進幹事会では、理事会に提案する議案等を審議いただきました。

(5)独立監査人による決算・期中監査及び(6)職員による部内監査を実施しました。

「2 国保制度改善強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、
(1)の「国保制度改善強化全国大会」が令和2年11月に開催され、医療保険制度の一本化を図ることなどを決議し、(2)の国保制度改革のための陳情活動を展開しました。

次に、9頁をご覧ください。

「3 育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で、(1)の【市町村職員等を対象とした会議や研修会】は、Zoomを利用してWeb開催しました。

10頁をお開きください。

(2)【各地区国保協議会及び都市国保協議会への参加並びに助成金の交付】、
(3)の【九州及び全国の会議・研修会への参加並びに助成金の交付】については、コロナ感染拡大防止のため、予定された会議・研修会は中止となりました。

保険者支援課長の「植木 覚」です。よろしくお願いいたします。

11頁をご覧ください。

続いて、「4 国保広報共同事業」では、国保制度の趣旨を広く県民にPRするため、

(2)テレビ及びラジオ等による「3分間番組 がんじゅうタイム」や「国保税(料)納付促進」等のCMを放送しました。

続いて、13頁をご覧ください。

「5 第三者行為求償事務処理事業」では、損害賠償求償事務を実施し、(1)の処理状況のとおり、「1億8,447万2千円」を損保会社等から収納しました。

「6 レセプト点検事務共同事業」では、コンピューターによるチェックや、医療事務の資格を持った職員による二次点検を実施し、

(3)処理状況のとおり、過誤調整にて「64万点」、
再審査にて「1,371万3千点」を査定しました。

植木
保険者支援
課長

14頁をお開きください。

次に、「7 保健事業に関する事業」では、市町村保健事業の支援及び保健師等の資質向上を目的とした各種事業を実施しました。

(1) 【特定健診等費用決済業務等の実施】では、年間「11万9千件」、
「8億8,204万3千円」の費用決済を行いました。

ここで赤い点線囲み枠をご覧ください。

特定健診受診率の速報値ではございますが、令和2年度特定健診受診率は、5月末時点で「30.7%」、昨年と同じ時期に比べ「6.6」ポイント減少しております。

(2) の【国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施】では、
ア及びイの事業をとおして保健師等専門職の資質向上を図りました。

15頁をご覧ください。

(6) の【沖縄県保険者協議会との連携】では、各医療保険者と連携して、地域における保健事業を通して沖縄県民全体の健康保持増進を図るための事業を実施しました。

16頁をお開きください。

【ウ 保健師、管理栄養士等に対する特定保健指導等研修会の開催】では、
①データヘルス推進事業に係る研修、②特定保健指導等研修を開催しました。

次に、17頁をご覧ください。

「8 診療報酬審査支払事業」では、毎月約77万6千件のレセプトの診療報酬を保険医療機関等へ支払うため、効率的かつ効果的な事業運営に努めました。

(1) の国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査支払の実施では、前年度に対し国保の被保険者数は「99.27%」に減少、診療報酬支払額は「96.84%」に減少しています。

また、後期高齢者医療では、被保険者数「98.60%」、診療報酬支払額「95.26%」と共に減少しています。

次に、(2) の療養費審査支払の実施では、①柔整の年間支給額は、前年度に対し、「77.31%」に減少、②のあはき療養費は前年度に対し、「182.31%」に増加しています。

(4) の出産育児一時金では、前年度に対し「93.81%」に減少しています。

大城
事務局次長

川満
システム管
理課長

システム管理課長の「川満 達也」です。よろしくお願いします。

次に、18頁をお開きください。

「9 保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者の事務の合理化や経費節減を図るため、保険者に共通する事務を一元的に管理するために(1)から(6)の事業を実施しました。

また、(7)資格喪失後受診レセプトの保険者間調整業務では、県内30保険者において「1億9千519万1千円」を協会けんぽから国保へ取り戻しました。

植木
保険者支援
課長

続いて、「10 医療費助成事業」では、子育て支援や市町村が行う受給者への支払事務の簡素化を図るため、

(1) こども医療費助成事業「自動償還方式」から

(4) 重度心身障害者医療費助成事業「自動償還方式」まで、市町村の医療費助成事業を支援しました。

川満
システム管
理課長

次に、19頁をご覧ください。

「11 国保保険者標準事務処理事業」では、国保改革に伴う新たな保険者事務が効率的に実施されるよう(1)から(3)のシステム運用及び導入支援を行いました。

比嘉
介護福祉
課長

介護福祉課長の「比嘉 孝夫」です。よろしくお願いします。

続いて、「12 介護保険関係事業」では、審査支払事業を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策の支援に努め、介護サービス苦情処理については、関係機関との連携・協力を図り的確に対処しました。

(1) 介護保険審査支払事業及び(2) 介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払事業の実施では、前年度に対し第1号被保険者数が「102.4%」、支払確定額が「101.9%」と、ともに増加しています。

20頁をお開きください。

(8) 介護保険広報共同事業の実施では、イ テレビ及びラジオ等による広報活動として、天気予報フィラーによる「ちゃ〜がんにじゅう体操」、「認知症」のCM放送や介護予防の啓発・周知を目的とした教材的動画(DVD)を制作し配布しました。

21頁をご覧ください。

「13 障害者総合支援法関係事業」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払事業を迅速的確に実施し、市町村業務の軽減を図りました。

(1) 障害介護給付費審査支払事業は、支払確定額が「105.9%」、
(2) 障害児給付費審査支払事業は、支払確定額が「111.5%」と前年度に対しそれぞれ増加となっています。

喜友名
審査管理課
長

審査管理課長の「喜友名 均」です。よろしく申し上げます。

「14 新型コロナウイルス感染症対策関連事業」では、国及び県からの依頼により次の事業を実施しました。

(1) 医療機関の資金繰り対策としての診療報酬の概算前払いでは、新型コロナウイルス感染症に伴う一時的な受診控え等により、資金調達が困難で、概算前払いを希望する医療機関に対し支援を行うもので、

希望した医療機関が20機関、国保と後期合わせて「1千586万6千円」を支援しました。

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業では、新型コロナウイルス感染症に対する医療機関の医療提供等に対し、県から慰労金、支援金を給付する事業の支援を行いました。

その結果、医療保険、介護保険、障害福祉の医療機関等が「7,406件」、慰労金「59億58万3千円」、支援金「37億7,405万8千円」の給付等を行いました。

なお、慰労金とは、医療機関等に勤務しコロナ患者と接する医療従事者や職員に対し給付されるもので、支援金とは、コロナ感染拡大防止対策等に要する費用を補助するものです。

植木
保険者支援
課長

次に、22頁をお開きください。

「15 母子保健健康診査費審査支払事業」では、市町村が実施する母子保健事業を支援するため、母子保健健康診査費用の決済事務等を実施しました。

なお、令和2年度の支払確定件数は「22万3千件」で、支払確定額は「13億8,670万4千円」であります。

古堅
事務局次長

続いて、「16 国保の広域化支援業務」では、沖縄県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関し(1)～(4)の協力を行いました。

「17 国への財政支援要請」では、沖縄県他、関係団体と共に、令和2年9月と11月に沖縄県の国民健康保険事業に対する国への財政支援要請行動に参加しました。

次に、23頁をご覧ください。

本会の財産目録ですが、1と2は土地と建物の所有状況です。

3の預金は、一般会計のほか7つの特別会計の預金残高ですが、令和2年度末の決済用普通預金の残高は「1億1,472万4千円」となっています。

次に4の積立金は、財政積立金のほか8件の積立金等の保有状況です。

令和2年度は、増額では「2億6,888万9千円」を積み立て、

減額では「1億5,469万4千円」を取崩しました。

その結果、令和2年度末現在の積立金保有額は、総額で

「15億7,330万円」となっています。

次に、24頁をお開きください。

この表は、本会が行っている事業の一覧表です。後ほどご覧ください。

以上が、令和2年度の事業実績です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしくお願いいたします。

< 進行の声あり >

議長

それではお諮りいたします。

議案第1号は、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されましたので、総会へ提出します。

次に、議案第2号から第9号までを、一括議題とします。

事務局の説明を求めます。

< 事務局説明 >

高良
事務局長

26頁、27頁をお開きください。

議案第2号から第9号は、令和2年度における本会各会計の決算報告となりますが、その前に、一般会計のほか7つの特別会計の歳入歳出決算総括表等により全体概要をご説明します。

27頁の右下をご覧ください。

全会計の

歳入総額は、「4,252億9,263万8千円」で

歳出総額が、「4,251億7,791万4千円」となり

差引残額が、「1億1,472万4千円」となっています。

次に、28頁をお開きください。

1は診療報酬、特定健診、介護給付費及び障害介護給付費の支払勘定の再掲ですが、本会決算額の「96.76%」を占めています。

次に、2は事業費関係の中で支払勘定的要素の決算額の再掲ですが、本会決算額の「2.68%」を占めています。

続いて、3は実質の事務・管理費の再掲ですが、本会決算額の「0.56%」となっています。

以上が、令和2年度 歳入歳出決算状況の全体概要です。

続いて、各会計の決算状況の説明は、担当次長・課長からご説明いたします。

古堅
事務局次長

次に、29頁をご覧ください。

議案第2号からの決算の説明は、歳入歳出の主な増減を説明します。

まず、歳入3款 県支出金の減は、県から委託を受けた医療費データ分析事業等の経費が低減され委託金が減少したためです。

5款 繰入金の減は、経費等の削減等により歳出に見合った額に減額しました。

次に、歳出2款 総務費の不用額は、歳入3款と同様な理由によるものです。

3款 事業費の不用額は、予定された会議等が新型コロナウイルスの影響により中止となり、県外出張等の旅費の支出がなかったためです。

その結果、一般会計の決算額は

歳入が、「4億6,431万円」で

歳出が、「4億1,948万5千円」となり

差引残額は、「4,482万5千円」で、翌年度繰越となります。

大城
事務局次長

次に、30頁をお開きください。

議案第3号についてですが、歳入1款 手数料の減は、レセプト取扱件数が減少したためです。

4款 県支出金の減は、新型コロナ慰労金・支援金の金額が見込みを下回ったためです。

10款 諸収入の減は、保険者間調整療養費受入金が当初見込みより下回ったことによるものです。

次に、31頁をご覧ください。

歳出1款 総務費の不用額は、事務経費等の低減等によるものです。

5款 事業費の不用額は、歳入4款と同様の理由によるものです。

7款 諸支出金の不用額は、歳入10款と同様の理由によるものです。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「73億4,301万6千円」で

歳出が、 「73億2,953万4千円」となり

差引残額は、 「1,348万2千円」で、翌年度繰越となります。

喜友名
審査管理
課長

次に、32頁をお開きください。

国民健康保険診療報酬支払勘定の決算額は、

歳入が、 「1,121億6,473万円」で

歳出が、 「1,121億5,618万6千円」となり

差引残額は、 「854万4千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する支払勘定の決算額は、

歳入が、 「56億1,430万7千円」で

歳出が、 「56億 374万1千円」となり

差引残額は、 「1,056万6千円」で、翌年度繰越となります。

次に、33頁をご覧ください。

出産育児一時金等に関する支払勘定の決算額は、

歳入歳出ともに「9億1,064万3千円」で、差引残額はありません。

大城
事務局次長

次に、34頁をお開きください。

議案第4号についてですが、歳入

1款 手数料の減は、レセプト取扱件数が減少したためです。

3款 第三者行為損害賠償求償金受入金の減は、受託件数が減少したためです

4款 繰入金の減は、システム機器等の入札結果により減価償却積立引当資産からの繰入を減額したためです。

続いて、歳出1款 総務費の不用額は、事務経費等の低減等によるものです。

4款 事業費の不用額は、各事業の事務経費の低減等によるものです。

7款 第三者行為損害賠償求償金支出金の不用額は、歳入3款と同様の理由によるものです。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「6億1,808万6千円」で

歳出が、 「6億1,004万3千円」となり

差引残額は、 「804万3千円」で、翌年度繰越となります。

喜友名
審査管理
課長

次に、35頁をご覧ください。

後期高齢者医療診療報酬支払勘定の決算額は、

歳入歳出ともに「1,338億2,511万6千円」で、差引残額はありません。

続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、

歳入が、 「5億4,498万3千円」で

歳出が、 「5億4,498万1千円」となり

差引残額は、 「1千円」で、翌年度繰越となります。

植木
保険者支援
課長

次に、36頁をお開きください。

議案第5号についてですが、

歳入3款 国庫支出金の減は、保健師人件費補助の算出方法が見直されたためです。

5款 繰入金の減は、システム機器の入札結果等により、減価償却積立引当資産からの繰入を減額したためです。

7款 諸収入の減は、県から委託を受けた国保ヘルスアップ支援事業の一部が、後に国庫補助対象外となって中止となり、委託金が減少したためです。

続いて、

歳出1款 総務費の不用額は、歳入7款と同様の理由によるものです。

その結果、決算額は、

歳入が、 「1億5,265万1千円」で

歳出が、 「1億5,203万9千円」となり

差引残額は、 「61万2千円」で、翌年度繰越となります。

比嘉
介護福祉
課長

次に、37頁をご覧ください。

特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定の決算額は、
歳入歳出ともに「8億8,204万3千円」で、差引残額はありません。

次に、38頁をお開きください。

議案第6号についてですが、業務勘定の歳入1款 手数料の減は、電子証明書発行件数が減少したためです。

3款 県支出金の減は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の申請件数が減少したためです。

5款 主治医意見書料受入金の減は、取扱件数が減少したためです。

続いて歳出1款 総務費の不用額は、歳入1款と同様の理由です。

5款 主治医意見書料支出金の不用額は、歳入5款と同様の理由です。

10款 事業費の不用額は、歳入3款と同様の理由です。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「26億9,337万4千円」で

歳出が、 「26億8,026万5千円」となり

差引残額は、 「1,310万8千円」で、翌年度繰越となります。

次に、39頁をご覧ください。

介護給付費支払勘定の決算額は、

歳入が、 「1,038億3,369万4千円」で

歳出が、 「1,038億3,361万9千円」となり

差引残額は、 「7万5千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定の決算額は、

歳入が、 「20億6,424万5千円」で

歳出が、 「20億6,420万7千円」となり

差引残額は、 「3万8千円」で、翌年度繰越となります。

次に、40頁をお開きください。

議案第7号についてですが、業務勘定の歳入6款 県支出金の減は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の申請件数が減少したためです。

続いて、歳出1款 総務費の不用額は、人件費の一部を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業にて負担したことによるものです。

6款 事業費の不用額は、歳入6款と同様の理由です。

その結果、業務勘定の決算額は、
歳入が、 「11億8,512万7千円」で
歳出が、 「11億7,740万円」となり
差引残額は、 「772万6千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、障害介護給付費支払勘定の決算額は、
歳入歳出ともに「515億8,668万7千円」で、差引残額はありません。

植木
保険者支援
課長

次に、41頁をご覧ください。
議案第8号についてですが、
歳入1款 健康診査費受入金の減は、乳幼児精密検査等の費用が当初見込みを下
回ったためです。

歳出1款 健康診査費支出金の不用額は、歳入1款と同様の理由です。
2款 健康診査費支払事業費の不用額は、費用決済システム改修費の
低減によるものです。

その結果、決算額は、
歳入が、 「14億454万8千円」で
歳出が、 「14億6万円」となり
差引残額は、 「448万7千円」で、翌年度繰越となります。

古堅
事務局次長

次に、42頁をお開きください。
議案第9号についてですが、
歳入1款 使用料及び手数料の増は、当初想定した人数より契約者が増えたため
です。

続いて、歳出1款 駐車場費の不用額は、樹木剪定等に係る経費の低減による
ものです。

3款 諸支出金の不用額は、隣接地の購入にあたり、不動産取得税が発生するも
のと見込み予算措置しましたが、請求がなかったことによるものです。

その結果、決算額は、
歳入が、 「506万9千円」で
歳出が、 「185万8千円」となり
差引残額は、 「321万1千円」で、翌年度繰越となります。

以上が、令和2年度の各会計の決算でございます。

これらの各会計の決算につきましては、43頁と44頁にありますように「監
事による決算の監査」と「独立監査人による決算監査」を受けていることを、ご

報告いたします。

只今ご説明しました、30頁の議案第3号から40頁の議案第7号の特別会計業務勘定から発生した剰余金につきましては、法人税の課税対象となりますが、国税庁通知に基づく計算を行った後、黒字判定ならば令和3年度の手数料と相殺して清算を行い、赤字判定ならば各会計の積立金に積立てます。

なお、一般会計及び国保業務勘定につきましては、令和3年度に過年度分国庫補助の返還が発生することから、通知が届き次第、決算剰余金から返還する予定です。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。
議案第2号から第9号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの8件は承認されましたので、総会へ提出します。

次に、議案第10号から第16号までを、一括議題とします。
事務局から説明してください。

< 事務局説明 >

古堅
事務局次長

それでは、45頁をお開きください。

議案第10号についてですが、この改正は、令和元年9月の「あはき療養費審査委員会」設置に伴う改正です。

続いて、46頁をお開きください。

議案第11号についてですが、この改正は、令和元年7月の理事会において、10名程度の増員をご意見いただきましたので、令和4年度は定数職員を「50名」から「53名」に増員するための改正です。

古堅
事務局次長

ここで、A3横の資料2をご覧ください。

この資料は、沖縄県と全国の連合会を比較した表ですが、ピンク色のマーカー部分が沖縄県の状況となっています。

この表の左側の数値は、全国の国保連合会正規職員数の比較ですが、マーカー部分の沖縄県正規職員50名に対し、非正規職員103名、非正規率67.3%と他県に比べ非正規率が非常に高い組織体制となっております。

次に、真ん中の表の数値は、被保険者数の多い都道府県順に並べた表ですが、マーカー部分の沖縄県の被保険者数は上から25番目と全国の中間ほどに位置しますが、正規職員一人当たり被保険者数では東京都に次いで5番目に高い順位となっています。

また、右側の表の数値は、レセプト件数の多い都道府県順に並べた表ですが、マーカー部分の沖縄県のレセプト件数は上から37番目と順位は高くありませんが、正規職員一人当たりレセプト件数は21万1千件余りで全国16位と高くなっています。

令和元年7月の理事会においても、同様の説明を行い、10名程度の増員についてご意見等をいただきました。しかし、一度に正規職員を採用すると職員の年齢構成のバランスに影響を及ぼし兼ねないため、段階的に増員を図りたいと考えていることから、今回の提案となっております。

説明資料にお戻りいただき、47頁をご覧ください。

議案第12号についてですが、この改正は、あはき療養費審査委員会の設置に伴い、表彰規程の被表彰者にあはき審査委員を追加するための改正です。

次に、48頁をお開きください。

議案第13号についてですが、この改正は、職員の家庭生活と職場生活の両立（ワークライフ・バランス）推進の観点から、始業時刻等を柔軟に変更可能とするための改正です。

次に、49頁をご覧ください。

議案第14号の改正は、健康福祉の向上を主とした福利厚生の拡充による職員の資質向上意欲の促進及び安定した人材確保を目的に、福利厚生規程を見直すための制定です。

次に、50頁をお開きください。

議案第15号についてですが、この改正は、財務会計システムの更改により、帳票の名称を改めるための改正です。

大城
事務局次長

それでは、53頁をご覧ください。

議案第16号についてですが、
この改正は、書面又は光ディスク等を用いた診療報酬の請求について、「押印を
求める手続の見直し等のための厚労省関係政令の一部を改正する政令」等が交付
され、医療機関等から提出される診療報酬請求書等の押印が不要となったことに
伴う改正です。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局から説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

お諮りします。
議案第10号から第16号は理事会議決事項となっています。
原案どおり承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの7件は承認されました。

次に、議案第17号を議題とします。
事務局から説明してください

< 事務局説明 >

古堅
事務局次長

それでは、54頁をお開きください。
議案第17号については、国の意向等を踏まえ実施する国保総合システムの次
期更改に係る費用について、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任
において必要な財政措置を求めるため、総会において決議していただくための
ものです。

国保中央会においては、6月29日の総会にて同様の決議がなされ、7月
6日に厚労大臣等へ要請活動を行っており、本会の総会において決議後は、
県選出国會議員へ要請活動を行います。

また、県内の地方6団体に対しては、理事長の了解を得て既に説明を終えています。

なお、本決議案がこの理事会で承認された場合は、理事会提出議題として総会へ提案し、採択を求めたいと考えています。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。
議案第17号を承認することに、ご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号は承認されましたので、総会へ提出します。

議 長

次に、議案第18号を議題とします。
事務局から説明してください。

< 事務局説明 >

古堅
事務局次長

それでは、55頁をご覧ください。
議案第18号については、国民健康保険事業、介護保険事業関係業務並びに国保連合会の事業振興の発展向上に尽力され、その功績が顕著な方を本会表彰規程に基づき表彰するための提案です。

本年度の被表彰者ですが、

1の国民健康保険診療報酬審査委員では、診療報酬審査委員会委員として10年以上にわたり審査業務に精励され、国保事業の充実発展のため尽力いただきました、

ほ か ま ひろし
「外間 浩」先生

おやふそ かつみ
「親富祖 勝己」先生

次に2の市町村の国保担当職員では、糸満市において、診療報酬明細書点検員として長年にわたり職務に精励され、国民健康保険事業の充実発展に尽力いただきました

うえはら さとみ
「上原 智美」氏

3の介護保険事業関係業務に特別に貢献した者及び団体では、沖縄県介護保険広域連合において、介護認定審査会委員として10年以上にわたり職務に精励され、介護保険事業の充実発展に尽力いただきました

な か つねもり
「名嘉 恒守」氏

やまうち よしあき
「山内 良章」氏

以上、5名の方々です。よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本件は、規程に基づく表彰でありますので、そのまま承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議案第18号は承認されました。

次は、議案第19号を議題とします。

事務局から説明してください。

< 事務局説明 >

古堅

事務局次長

それでは、56頁をお開きください。

議案第19号につきましては、本年度の第1回通常総会を7月27日（火曜日）の15時40分から自治会館において開催する予定です。

今回提出する議案は、「専決報告事項1件」、「報告事項1件」、「議決事項10件」です。

なお、当日は他の団体の総会等も予定されていますが、日程については57頁

の表のとおりです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本件は総会の開催日程ですので、質疑を省略し、承認してよいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、承認されました。

なお、総会への出席もよろしく願いいたします。

これで、理事会の議案審議は終了します。

続いて、「その他の協議事項等」に移ります。

事務局は、資料を配布してください。

<事務局より資料の配布（3種類）>

議 長

それでは、座嘉比常務理事から説明してください。

座嘉比
常務理事

お配りしてある「別紙1」のA4一枚紙の「その他の協議事項等」をご覧ください。

理事の皆さまへお諮りしたい案件は、3件あります。

まず初めに1番目の「本会の会館建築に向けた作業について」お諮りしたいと思います。

「これまでの経緯」に記載してありますように、本会の建物は建築後36年が経過しております。

また、事業拡大等により事務室が狭小となっていることから、「基本構想」を練るための作業を着手することについて、昨年、7月の宮古島市で開催しました「理事会」において承諾を得ております。

本会において、インターネット・電話等で調査しました結果、多くの自治体において「基本構想」の策定時には、専門業者（コンサル）の支援を受けておりま

した。

そこで、本会におきましても「基本構想」「基本計画」の策定時には、専門業者（コンサル）の支援が必要と判断しまして「会館建築構想策定委員会」、これは仮称ではありますが、その運営費用と合わせ、今年2月の総会において、今年度の当初予算に「165万円」の業務委託料を計上させていただいたところであり

ます。

本日、お諮りしたいのは、「基本構想」「基本計画」策定に向けて、専門業者（コンサル）へ外部委託するため、専門業者との聞き取り調査等の作業を開始する事について、各理事にお諮りしたいと思います。

なお、承諾いただけた際には、複数の専門業者から意見等を伺った後に、「当面の課題等」に記載されております、ポツの一番上の専門業者の選定方法、ポツ2番目の「検討委員会」の委員の人選、ポツ3番目の資金計画、ポツ4番目の税務署との協議の結果等については、改めて、ご報告すると共にご相談したいと考えております。

本日は、「基本構想」「基本計画」策定に向けた作業を外部委託するため、専門業者との聞き取り調査等の作業を開始する事について、各理事にお諮りいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

只今、座嘉比常務から「その他の協議事項」中、1番目の「会館建築に向けた作業について」の説明が終わりました。

質問がありましたらよろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。

只今、説明のありました「基本構想」、「基本計画」策定に向けた作業を外部委託するため、専門業者との聞き取り調査等を開始する事について、承諾することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの1件は承認されました。

では、2番目「国への財政支援要請について」説明してください。

< 事務局説明 >

座嘉比
常務理事

2番目の「国への財政支援要請について」報告いたします。

ここでは、6月15日に沖縄県国保課と調整した内容として記載してありますが、昨日、沖縄県と「要請書(案)」と日程について調整しました。

本日、お配りしてある、要請書(案)、「沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援について」「別紙2」は、現時点での要請書(案)となりますが、参考までに、お配りしてありますので、後程、ご覧いただければと思います。

また、日程については、一番上のポツでは「1回目の財政支援要請は、沖縄県知事の次年度の国庫要請に合わせ「8月の第1週に行う」と記載してありますが、昨日の調整では、「新型コロナ」や「オリンピック」の影響等により、「知事の国庫要請」の日程が、県庁内でも、未だ、決まっていない状況であるとの報告がありました。

しかし、沖縄県としては何れにしましても昨日の調整の段階では「次年度の予算獲得のためには、国庫要請は8月の上旬までに行う必要がある。」とのことでしたが、今朝、沖縄県から連絡があり、緊急事態宣言の延長により、「8月中に要請できるのかわからなくなった。」と連絡があったため、要請の日程については未定ということをご報告いたします。

次のポツですが、要請する事となった場合、要請者として沖縄県知事と同行するのは、「県市長会」「県町村会」「国保連合会」の代表者に限定し、要請書につきましては、3番目のポツにあるように、県内6団体の連名となります。

要請先については、下から二つ目のポツにあるように「厚生労働大臣」「内閣官房長官」「沖縄担当大臣」「県選出国會議員」となります。

また、最後のポツにあるように、沖縄県としましては2回目の要請については、11月を予定していますが、コロナの感染状況及び1回目の成果を踏まえ検討したい。とのことでありますが、例年11月は全国の町村長大会等が開催されることから、国保連合会としましては昨年同様に「国保連合会」の単独で要請したいと考えております。

以上、ご報告いたします。

議 長

只今、座嘉比常務から「国保の財政支援要請」について報告がありました。

報告事項ではありますが、何か質問がありましたらよろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議長

では、進行します。

3番目「50周年記念式典の開催時期について」説明してください。

座嘉比
常務理事

50周年記念式典の開催時期について、理事のご意見を賜りたいと思っております。

本県の国保事業は、本土復帰と同じ年の昭和47年に施行しております。

過去の式典等を記載してありますが、国保事業施行10周年の記念式典は、昭和57年にパシフィックホテル、20周年は、平成4年に沖縄ハーバービューホテルにて執り行われております。

30周年は、平成14年に車両パレードを行い、その出発式において「功労者表彰」、40周年は、平成24年に県立博物館において、記念講演と国保の歴史パネル展のみを行っております。

また、連合会設立10周年の記念式典は、昭和60年に本会の4階ホールにて執り行い、20周年記念式典は、沖縄ハーバービューホテルにて執り行われております。

さらに、国保連合会設立20周年記念誌として「沖縄の国民健康保険のあゆみ」を制作・発行しております。

50周年は大きな節目となります。事務局としましては、記念式典は開催しなければならないと考えております。そこで、各理事にお諮りしたいのは、50周年記念式典の開催時期についてです。参考に記載してありますが、国保事業施行で行った場合は、沖縄の復帰50周年と同じ「令和4年度」、国保連合会設立で行った場合は、「令和7年度」となります。

事務局としましては、50周年は大きな節目となりますので「記念誌」を制作する必要があると考えております。

そこで、「新型コロナの感染状況」や「記念誌の制作」等から考慮した場合、国保連合会設立50周年となる「令和7年度」に執り行いたいと考えておりますが、各理事の皆さま方へお諮りしたいのは、令和4年度に開催するか、令和7年度に開催するかのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長

只今、座嘉比常務から説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

< 理事による協議 >

議 長

記念誌等を作成するのであれば、次年度というのは厳しい日程となると思いますので、常務より説明があったとおり、令和7年度に行いたいということですが、よろしいでしょうか。

議 長

それではお諮りいたします。
只今、説明のありました「50周年記念式典」については、国保連合会設立50周年となる「令和7年度」に開催することに、ご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
「50周年記念式典」については、「令和7年度」に開催することに決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

続いての協議事項を事務局から説明してください。

高良
事務局長

それでは、先ほどお配りいたしました別紙3をご覧ください。
前回の理事会において「次回以降の理事会で『常務理事の任期』について協議する」というご意見がありましたので、その件についてご報告いたします。
現在、協議するための資料を集めるために全国国保連合会の常勤役員の任期等の状況を調査し終えたところでございます。

別紙3の表1をご覧ください。

これは、令和3年5月17日現在の全国国保連合会常勤役員の就任状況でございますが、47都道府県に51名の常勤役員がおり、その中でA県では学識経験者理事が常勤の理事長、B県では事務局長が職務代理中という状況でございます。また、表2では、51名の常勤役員の経験年数ごとに人数をまとめたものでございます。

なお、学識経験者理事の再任が制限されているか、どうか、それが明文化されているかどうかは、新型コロナの影響もあって、まだ調査中でございます。

以上、ご報告でございます。

議 長

事務局から報告が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

現在の学識経験者理事の任期は、令和5年3月末までとなっていることから、事務局は、次回、あるいはその次の理事会で議論が深められるように準備してもらおうということで、よろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、事務局は次回以降の理事会でも協議できるように準備にしてください。

次に、事務局から「個人情報保護マネジメントシステムの運用」について報告してください。

<個人情報保護マネジメントシステムの運用について>

総務課
稲嶺課長補
佐

それでは、お配りしています 資料3「個人情報保護マネジメントシステムの運用について」の1頁をご覧ください。

本会では、平成28年度に日本工業規格の『個人情報保護マネジメントシステム—要求事項』や、関連法令等に準拠した個人情報マネジメントシステムを策定し、PDCAサイクルに則った個人情報の保護活動を実践しております。

2頁をご覧ください。

本会の個人情報保護運用体制です。

理事長をトップマネジメントとして、すべての職員が責任をもって運用しております。

続いて3頁をご覧ください。

こちらは、令和2年度の個人情報保護マネジメントシステムの運用報告です。
左側のPDCAサイクルに記載していますが、年間の運用として、

- ・青は計画で、4月、5月に年間計画を立案。
- ・黄色は運用で、年間とおして実施。
- ・緑は点検や検査で、10月に実施。
- ・赤は改善で、12～1月にかけて実施しました。

図の下にありますように、緑のCheckにある運用状況の内部点検や監査実績として、39件の指摘事項がありました。そして、その結果39件すべての運用を改善しました。

本会ではこのように内部および外部の監査を実施し、常に改善しながら、個人情報保護の運用をしております。

また、右側は前回令和元年度に頂いた合格証となります。

令和3年度は個人情報保護マネジメントシステムの更新審査の年度でもありません。こちらにつきましても、令和3年7月6日に更新審査を受験したことをご報告いたします。

以上でございます。

議長

「個人情報保護マネジメントシステムの運用について」の報告でした。

これで、理事会の全日程を終了します。

ありがとうございました。

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

大宜味村長

宮城功光

南風原町長

赤嶺正元